

令和元年 11 月 20 日

長野県環境部

令和元年台風第 19 号の暴風雨による災害により発生した 災害廃棄物処理の基本方針

令和元年台風第 19 号の暴風雨による災害により発生した災害廃棄物の処理にあたり、次のとおり基本方針を定める。

1 処理主体

市町村（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 4 条第 1 項
及び災害廃棄物対策指針（環境省））

2 県の役割

- ・被災市町村が行う災害廃棄物の処理に係る技術的支援
- ・関係機関及び他都道府県等との広域的調整
- ・災害廃棄物処理の進捗状況の把握

3 処理対象災害廃棄物の県内発生推計量（令和元年 11 月 14 日時点）

約 20 万トン（土砂混じりがれき及び農地に流入した廃棄物を除く）

※被災家屋一次調査の状況から推計

4 処理期間（目標）

発災後 2 年間で撤去・処理完了を目標とする。（ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直す。）

また、廃棄物の飛散、流出や悪臭のおそれがあるなど日常生活への影響が懸念される場所に置かれた災害廃棄物については、早期に搬出を行い年内の解消を目指す。

5 処理に当たっての考え方

- (1) 処理に当たっては、県民の生活環境の保全を最優先とし、迅速な廃棄物処理を行う。
- (2) 適正な分別により処理コストの削減を図るとともに、地元企業の活用など地域の経済復興を促進するよう努める。
- (3) 処理は、各市町村等の一般廃棄物処理施設の利用を基本としつつ、県内外各市町村施設や民間の廃棄物処理施設等で広域的に処理を行う。
- (4) 環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくする。

災害廃棄物処理工程（イメージ）

R1.10

R3.9

